

「JMS 中小企業応援プログラム」表明・確約事項

(1) 中小企業庁が定める中小企業定義に該当すること（個人事業主も含む）

小売業：従業員数が 50 人以下、資本金が 5 千万円以下

サービス業：従業員数が 100 人以下、資本金が 5 千万円以下

卸売業：従業員数が 100 人以下、資本金が 1 億円以下

製造業およびその他の業種：従業員数が 300 人以下、資本金が 3 億円以下

(2) 上場企業に属していないこと

(3) 特定の業種(下表)に該当しないこと

業種名	
ホテル・宿泊施設	レンタカー
交通機関 (航空/鉄道/バス/タクシー/乗船等)	旅行代理店
法人向け販売全般	会員制ホールセールクラブ
免税店	百貨店
不動産業	たばこ関連販売
公益事業 (通信/公共料金等)	保険
医療機器販売・PC 用品販売	

(4) すでに JMS と加盟店契約がある加盟店様の場合、該当の加盟店契約すべてについて本プログラムの申込みを行うこと

「JMS 中小企業応援プログラム」同意事項

(1) 以下①②どちらかの条件に合致した場合には JMS 中小応援プログラムの適用対象外になり、JMS 中小企業応援プログラムの料率適用以前に適用されていた加盟店手数料率が適用されること。なお、JMS 中小企業応援プログラムの適用対象外となった場合、加盟店手数料率は事前告知なく変更され、登録完了通知の発送をもって通知されること。

① カードの年間取扱高が、各国際ブランドが定める金額のいずれかを超過した場合
(集計期間等は各ブランドの定めに従う)

Visa...2 千万円 Mastercard...1 千万円

JCB・AMEX・Diners・DISCOVER 合計...1 千万円

② 国際ブランド (Visa・Mastercard・JCB) または、株式会社ジェーシービーおよび三菱 UFJ ニコス株式会社およびユーシーカード株式会社ならびにフランチャイジー各社が本プログラムを終了した場合

(2) 本プログラムの参加にあたり、提携会社が本プログラムのモニタリング、第三者不正使用、リスク判定の高度化、マーケティングへの利活用を行うために、ご契約のカード会社が取得した加盟店に係る次の情報を当社が保護措置を講じたうえで提携会社へ提供すること。

※ 提携会社の名称、提携会社の所在地、当該所在地における個人情報保護制度および提携会社が講ずる個人情報保護措置については以下「提携会社の情報」のとおりとします。

【加盟店情報】

加盟店の商号※、会社所在地※、会社電話番号※、代表者氏名、店舗名、店舗所在地、取扱商品等の加盟申込時および変更届出時に届け出た情報、加盟店契約日

(※個人事業主の場合は代表者名、代表者住所、代表者電話番号)

【提携会社の情報】

① 当社が個人情報を提供する提携会社の名称および所在地

- ・ ビザ・ワールドワイド・ジャパン株式会社およびマスターカード・ジャパン株式会社および株式会社ジェーシービーならびにこれらの提携会社のグループ企業 (提携会社と同一国に所在する企業に限る。) (所在地：日本)

- ・ Visa Incorporated.およびMastercard International Incorporated.ならびにこれら

の提携会社のグループ企業（提携会社と同一国に所在する企業に限る。）

（所在地：アメリカ合衆国）

- Visa Worldwide Pte. Limited および Mastercard Asia/Pacific Pte. Ltd.ならびにこれらの提携会社のグループ企業（提携会社と同一国に所在する企業に限る。）

（所在地：シンガポール共和国）

② 上記①の外国における個人情報保護制度

- アメリカ合衆国

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_america/

- シンガポール共和国

https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/laws/offshore_report_singapore/

③ 上記①の提携会社が講ずる個人情報保護措置

上記①の第三者は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置をすべて講じています。

- (3) 本プログラム参加にあたっての表明・確約事項、同意事項に反していたことが判明、または JMS おまかせサービス加盟店規約に反していたことが判明した際には、適用される加盟店手数料率と事前合意していた加盟店手数料率（JMS 中小企業応援プログラムの料率適用以前に適用されていた加盟店手数料率）との差額の返金に応じること。